B　①株式会社インタートランス　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1716号　④株式会社インタートランス　大阪府池田市木部町177番地の１―306号　代表取締役　前田千富　⑤本社営業所　大阪府池田市木部町177番地の１―306号　⑥平成８年３月28日　⑧平成25年６月７日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府池田市木部町177番地の１―306号　株式会社インタートランス　代表取締役　前田千富

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 25 年７月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①ＭＩＫＩトラベル　②第３種旅行業　③福島県知事登録旅行業第３―295号　④辻正雄　喜多方市字六枚長4213番地２　⑤本社営業所　喜多方市字六枚長4213番地２　⑥平成17年７月25日　⑦平成25年４月15日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①甲斐観光写真協会　②第３種旅行業　③山梨県知事登録旅行業第３―11号　④白倉清　韮崎市中央町14―13　⑤本社営業所　韮崎市中央町４―24　⑥昭和32年７月30日　⑦平成25年３月23日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社ベルプランニング（スカイネットシステム）　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―5028号　④株式会社ベルプランニング　東京都大田区羽田５―11―１コクコ羽田ビル１階　代表取締役　瀬田宗美　⑤本社営業所　東京都大田区羽田５―11―１コクコ羽田ビル１階　⑥平成13年７月17日　⑦平成25年１月29日　⑧220万円　⑨10,648,600円

Ａ　①株式会社ドリーム・エクスプレス　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２―2524号　④株式会社ドリーム・エクスプレス　大阪市北区兎我野町15番13号ミユキビル　代表取締役　以倉俊光　⑤本社営業所　大阪市北区兎我野町15番13号ミユキビル　⑥平成21年10月５日　⑦平成25年５月１日　⑧220万円　⑨8,461,600円

Ａ　①株式会社スペースワールド　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4198号　④株式会社スペースワールド　東京都新宿区四谷四丁目34番２号　代表取締役　高正晃　⑤本社営業所　東京都新宿区四谷四丁目34番２号　⑥平成９年４月10日　⑦平成25年６月18日　⑧150万円　⑨750万円

Ａ　①平安観光株式会社　②第２種旅行業　③京都府知事登録旅行業第２―237号　④平安観光株式会社　京都市下京区七条通油小路東入大黒町227番地　代表取締役　西村悦夫　⑤本社営業所　京都市下京区七条通油小路東入大黒町227番地　⑥昭和52年６月20日　⑦平成25年６月19日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社ＴＡＣインターナショナル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1494号　④有限会社ＴＡＣインターナショナル　大阪市中央区安土町三丁目２番14号サンキュウビルディング９階　代表取締役　猪子仁人　⑤本社営業所　大阪市中央区安土町三丁目２番14号サンキュウビルディング９階　⑥平成３年５月７日　⑦平成25年６月17日　⑧60万円　⑨300万円

Ｂ　①有限会社ノダトラベルサービス　②第２種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第２―521号　④有限会社ノダトラベルサービス　野田市目吹1686番地９　代表取締役　松本伸男　⑤本社営業所　野田市目吹1686番地９　⑥平成７年６月７日　⑦平成25年５月１日　千葉県知事登録旅行業第３―521号　⑧160万円　⑨1100万円

以上８件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①株式会社ジャパンネットワークツアー　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1108号　④株式会社ジャパンネットワークツアー　東京都江戸川区中葛西八丁目23番５号第２宇田川ビル302　代表取締役　小野芳司　⑤本社営業所　東京都江戸川区中葛西八丁目23番５号　⑥平成４年６月16日　⑦平成25年６月20日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ｂ　①ニューワールドツーリスト中国観光株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第54号　④ニューワールドツーリスト中国観光株式会社　広島市南区京橋町１番２号　代表取締役　河本文夫　⑤本社（広島）営業所　広島市南区京橋町１番２号　⑥昭和37年７月６日　⑦平成25年５月23日　広島県知事登録旅行業第２―405号　⑧1120万円　⑨7000万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　菊間　潤吾

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 25 年７月 11 日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会